

第 191 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2019 年 9 月 17 日（火）午後 3 時 10 分～5 時 00 分 経済調査会会議室
出席委員	小路直彦、野口貴文（委員長） （五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																					
1. 前回議事概要の確認 2. 「積算資料」10月号土木系資材の価格変動の妥当性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事概要案が承認された。 ・ 審査対象資材のうち、10月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 15%;">[地区]</th> <th style="text-align: center;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上申した資材】</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>水戸</td> <td>出荷量減少、製造コスト増加等を理由に組合は昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。今年 4 月の員外社組合加入を機に組合が売り腰を強めた結果、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>静岡</td> <td>出荷量減少、原材料コスト増加等を理由に組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。域内に員外社はなく、組合の結束も固いため、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>高松</td> <td>香川県東部生コン協組は、製造コストの増加を理由に昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。今年 4 月には県内 4 協組による連合会共販へと体制を移行し、売り腰を強めた。安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>那覇</td> <td>製造・輸送にかかる人件費および原材料費の増加分を転嫁すべく組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。値上げ幅が大きく交渉は難航したが、組合は今年 4 月に値上げを延期、値上げ幅も圧縮したため、需要者が受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用砂 (荒目)</td> <td>札幌</td> <td>製造コスト、輸送コスト増加を理由に販売側は今年 4 月より値上げを打ち出す。輸送も担う販売店側は、ダンプ需給がひっ迫していることから強腰で交渉を進め、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上申した資材】			生コンクリート	水戸	出荷量減少、製造コスト増加等を理由に組合は昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。今年 4 月の員外社組合加入を機に組合が売り腰を強めた結果、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	静岡	出荷量減少、原材料コスト増加等を理由に組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。域内に員外社はなく、組合の結束も固いため、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。	生コンクリート	高松	香川県東部生コン協組は、製造コストの増加を理由に昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。今年 4 月には県内 4 協組による連合会共販へと体制を移行し、売り腰を強めた。安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	那覇	製造・輸送にかかる人件費および原材料費の増加分を転嫁すべく組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。値上げ幅が大きく交渉は難航したが、組合は今年 4 月に値上げを延期、値上げ幅も圧縮したため、需要者が受け入れ、市況上伸。	コンクリート用砂 (荒目)	札幌	製造コスト、輸送コスト増加を理由に販売側は今年 4 月より値上げを打ち出す。輸送も担う販売店側は、ダンプ需給がひっ迫していることから強腰で交渉を進め、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																				
【上申した資材】																						
生コンクリート	水戸	出荷量減少、製造コスト増加等を理由に組合は昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。今年 4 月の員外社組合加入を機に組合が売り腰を強めた結果、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。																				
生コンクリート	静岡	出荷量減少、原材料コスト増加等を理由に組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。域内に員外社はなく、組合の結束も固いため、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。																				
生コンクリート	高松	香川県東部生コン協組は、製造コストの増加を理由に昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。今年 4 月には県内 4 協組による連合会共販へと体制を移行し、売り腰を強めた。安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。																				
生コンクリート	那覇	製造・輸送にかかる人件費および原材料費の増加分を転嫁すべく組合は昨年 10 月契約分より値上げを打ち出す。値上げ幅が大きく交渉は難航したが、組合は今年 4 月に値上げを延期、値上げ幅も圧縮したため、需要者が受け入れ、市況上伸。																				
コンクリート用砂 (荒目)	札幌	製造コスト、輸送コスト増加を理由に販売側は今年 4 月より値上げを打ち出す。輸送も担う販売店側は、ダンプ需給がひっ迫していることから強腰で交渉を進め、安定供給を優先する需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。																				

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果	
	コンクリート用砂 (荒目)	前橋 製造コスト、輸送コスト増加を理由にメーカーは昨年4月より値上げを打ち出す。生コン市況が改善する中、供給側が売り腰を強めた結果、需要者側が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砂 (荒目)(細目)	富山 北陸新幹線工事を始めとした大幅な需要増に対応するため、メーカー側は採取地開発などの製造コスト増加分を転嫁すべく、強気な価格交渉を展開。需要者側は安定供給のため値上げを受け入れ、市況上伸。
	クラッシュラン コンクリート用砕石	札幌 メーカーは人件費および輸送費の増加分を転嫁すべく今年4月出荷分より値上げを打ち出す。新幹線工事や市内再開発事業に加え、災害復旧工事が重なり、砕石の需給はひっ迫。供給側は強気な価格交渉を展開し、安定供給を優先した需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砕石	前橋 産地の開発コスト、輸送コスト増加を理由にメーカーは一昨年4月より値上げを打ち出す。生コン市況が改善する中、供給側が売り腰を強めた結果、需要者側が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。
	ガードパイプ	全国 原材料コスト、輸送コストの増加からメーカー各社は昨年値上げを打ち出す。需要が低調に推移したため時間を要したが、メーカー側の粘り強い交渉の結果、需要者側が値上げを受け入れ、市況上伸。
	鉄筋コンクリート U形 自由勾配側溝	長崎 協同組合と員外社との競合から市況は低迷していたが、員外社2社が昨年組合に加入し、組合は今年4月より値上げを打ち出す。残った員外社1社も値上げに追随し、市況上伸。
	自由勾配側溝	鹿児島 需要減少と製造コスト等の増加を理由に協同組合は今年4月より値上げを打ち出す。有力な員外社がなく、他県からの流入もほぼ見られないため、値上げが浸透し、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果	
	インターロッキング ブロック	札幌 輸送コストの増加から昨年 9 月以降、各メーカーが値上げを打ち出す。当初、需要者は値上げに抵抗を示したが、今年度入り後、原材料費や輸送費の更なる上昇によりメーカーが売り腰を強め、市況上伸。
	ヒューム管外圧管 B 形 1 種	富山、金沢 需要減少と輸送コスト増加を理由に域内のメーカーは昨年 10 月より値上げを打ち出す。運搬費の上昇で隣接県からの安値流入が減少し、販売側が売り腰を強めた結果、市況上伸。
	RC ボックスカルバ ート	札幌 需要減少と製造コスト等増加を理由に各メーカーは昨年 4 月以降、値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、需要減少に対する危機感を強めたメーカー側が売り腰を強め、市況上伸。
	【下落した資材】	
	異形棒鋼	福井、近畿、中国、 四国 引き続き新規引き合いは低調で、荷動きは盛り上がりを欠いている。原料の鉄屑価格が再び弱基調に転じたため、需要者の値下げ要求が強まり、特に需要の弱い一部地区で市況下落。
	H 形鋼	北陸（新潟除く）、 中部、近畿、中国、 四国、沖縄 関東など一部地区では中小案件の引き合いが増えているが、本格的な需要の盛り上がりには時間を要する見通し。西日本を中心とした地区では、在庫を調整するための安値販売が見られ、市況下落。
	鉄屑	全国 夏枯れで鉄屑の市中発生量は低調に推移したが、電炉メーカーは減産を継続、鉄屑も当用買いに徹しており、需給はやや緩和。メーカー、問屋が買い入れ価格を引き下げ、市況下落。
	軽油	全国 8 月の原油相場は月初に急落し、元売会社は第 3 週に卸価格を引き下げた。中旬以降は原油相場が反転し製品市況は堅調に推移したものの前月比で上昇するまでには至らず、市況下落。
	再生加熱アスファルト ト混合物	熊本 震災関連工事の収束により需要は低調に推移し、数量確保のためメーカー間の価格競争が恒常化している。需要者側優位の価格交渉が展開され、市況下落。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																								
<p>○最近、生コン価格が大幅に上昇するケースが多く見られるが、今までにもそういう事例はあったか。また、大幅上昇の背景は。</p> <p>○香川県では、4協同組合が連合会による共同販売に移行したとのことだが、他の地区でも体制を変えるような動きは見られるか。</p> <p>3. 「積算資料」10月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○貸家の着工戸数が減少しているが、背景や今後の見通しはどうか。</p> <p>4. 「土木施工単価」秋号土木工事費の価格変動の妥当性について</p> <p>○土木鉄筋工について、今回、関東地区だけ価格が下落した理由は。</p> <p>5. 「建築施工単価」秋号建築工事費の価格変動の妥当性について</p>	<p>ストレートアスファルト 全国（那覇除く） 5月下旬から6月中旬までの原油価格の下落が影響し、卸価格は7/1にt当たり6,000円下落。ディーラー筋では下落幅の圧縮を目指したものの、ユーザー側の反発は強く、市況は卸価格と同額の下落となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去にも市況が低迷していた地区で、組合の再結束などにより生コン単価が大幅に上昇する例はあったが、今よりも頻度は少なかった。背景としては、原材料費や労務費などのコスト増加もあるが、組合の結束力の影響が大きいと思われる。 同じ四国の高知県で、香川県よりも前に連合会の動きがある。九州では2協同組合の集約化や関西では大阪広域協組に和歌山が加わるかというような動きはあるが、香川県のような変革は、他地区ではあまり見られない。 審査対象資材のうち、10月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。 ゼネコンへのヒアリングでも、賃貸住宅の工事の話はあまり聞かれなくなっている。相続税対策としての投資が一服したためと思われ、税制度などが変わらない限りは、今後も増える要素はないと考えられる。 審査対象工種のうち、秋号で掲載価格に変動が生じる土木工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><品目></th> <th style="text-align: center;">[地区]</th> <th style="text-align: center;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した工種】</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>原材料費や運搬費の高騰に伴う材料費の値上がりにより、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【下落した工種】</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td style="text-align: center;">東京</td> <td>関東地区では、土木関連の大型工事が終了し、需要の盛り上がり欠ける状況が続く。専門工事業者でも労務ひっ迫の状況になく市況は軟化、t当たり1,000円の下落。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 関東地区では、オリンピック・パラリンピック向け工事の特需等により、他地区に比べ市況が高値で推移していたが、土木関連の大型工事終了で、需給がやや緩和し、市況が軟化した。 審査対象工種のうち、秋号で掲載価格に変動が生じる建築工種、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><品目></th> <th style="text-align: center;">[地区]</th> <th style="text-align: center;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した工種】</td> </tr> <tr> <td>絶縁ケーブル工事</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>職人不足の顕在化による専門工事業者の強気な価格交渉に対して、総合設備工事業者が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した工種】			防護柵設置工	全国	原材料費や運搬費の高騰に伴う材料費の値上がりにより、市況上伸。	【下落した工種】			鉄筋工	東京	関東地区では、土木関連の大型工事が終了し、需要の盛り上がり欠ける状況が続く。専門工事業者でも労務ひっ迫の状況になく市況は軟化、t当たり1,000円の下落。	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した工種】			絶縁ケーブル工事	全国	職人不足の顕在化による専門工事業者の強気な価格交渉に対して、総合設備工事業者が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																							
【上伸した工種】																									
防護柵設置工	全国	原材料費や運搬費の高騰に伴う材料費の値上がりにより、市況上伸。																							
【下落した工種】																									
鉄筋工	東京	関東地区では、土木関連の大型工事が終了し、需要の盛り上がり欠ける状況が続く。専門工事業者でも労務ひっ迫の状況になく市況は軟化、t当たり1,000円の下落。																							
<品目>	[地区]	(理由)																							
【上伸した工種】																									
絶縁ケーブル工事	全国	職人不足の顕在化による専門工事業者の強気な価格交渉に対して、総合設備工事業者が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。																							

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
<p>6. その他</p> <p>(1) 次回開催予定</p>	<p>【下落した工種】</p> <p>型枠工事</p>	<p>高松</p>	<p>四国では躯体工事の需要の落ち込みが見られ、需給緩和による業者間の競合から市況下落。</p>
	<p>鉄筋工事</p>	<p>東京、高松</p>	<p>RC 造の新築工事が少なく、大型S造物件の基礎工事も一段落しているため、需要は乏しい。専門工事業者間で受注競争が増加し、安値受注も散見され、市況下落。</p>
	<p>・2019年10月17日（木）10時～12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>		

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。